

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 28 日

松江市教育委員会 教育長 清 水 伸 夫



松江市教育委員会規則第 12 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則(平成 30 年松江市教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第 2 条 略	第 2 条 略
(1) 「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用の職を占める者(以下「会計年度任用職員」という。))並びに法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)をいう。	(1) 「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)) 第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。をいう。
(2) 「教職員」とは、前号に規定する教育職員のほか、学校栄養職員及び事務職員(常時勤務の者及び <u>会計年度任用職員並びに</u> 法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)をいう。	(2) 「教職員」とは、前号に規定する教育職員のほか、学校栄養職員及び事務職員(常時勤務の者及び____ ____法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)をいう。
(介護休暇)	(介護休暇)
第 15 条 県費負担教職員は、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和 31 年島根県人事委員会規則第 11 号。以下「教職員の休日休暇規則」という。)第	第 15 条 県費負担教職員は、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和 31 年島根県人事委員会規則第 11 号。以下「教職員の休日休暇規則」という。)第

4 条第 3 項の規定により、教職員 の休日休暇条例第 12 条第 1 項に規定する介護休暇を受けようとする場合は、あらかじめ、介護休暇簿(様式第 9 号)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

- 2 県費負担教職員は、教職員 の休日休暇規則第 4 条第 5 項の規定により介護休暇に係る指定期間の延長の指定又は短縮の指定の申出をしようとする場合は、介護休暇簿に必要な事項を記載して医師の診断書その他必要と認められる書類を添えて、所属長に提出しなければならない。

3～5 略

(介護時間)

第 15 条の 2 県費負担教職員は、教職員 の休日休暇条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、介護時間簿(様式第 9 号の 2)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第 22 条 略

2・3 略

- 4 市費負担教職員は、松江市職員の自己啓発等休業に関する規則(平成 30 年松江市規則第 3 号)の規定を準用する。

(修学部分休業)

第 23 条 略

2 略

4 条第 3 項の規定により、教育職員 の休日休暇条例第 12 条第 1 項に規定する介護休暇を受けようとする場合は、あらかじめ、介護休暇簿(様式第 9 号)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

- 2 県費負担教職員は、教育職員 の休日休暇規則第 4 条第 5 項の規定により介護休暇に係る指定期間の延長の指定又は短縮の指定の申出をしようとする場合は、介護休暇簿に必要な事項を記載して医師の診断書その他必要と認められる書類を添えて、所属長に提出しなければならない。

3～5 略

(介護時間)

第 15 条の 2 県費負担教職員は、教育職員 の休日休暇条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、介護時間簿(様式第 9 号の 2)に所要事項を記載し、医師の診断書等を添えて所属長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第 22 条 略

2・3 略

- 4 市費負担教職員は、松江市職員の自己啓発等休業に関する規則 _____ の規定を準用する。

(修学部分休業)

第 23 条 略

2 略

3 市費負担教職員は、松江市職員の修学部分
休業に関する規則(平成 30 年松江市規則第
5 号)の規定を準用する。

(配偶者同行休業)

第 23 条の 2 略

2・3 略

4 市費負担教職員は、松江市職員の配偶者同
行休業に関する規則(平成 30 年松江市規則
第 4 号)の規定を準用する。

(大学院修学休業に伴う職務復帰)

第 28 条 略

2 前項の規定は、自己啓発休業及び配偶者同
行休業の承認を受けた教職員の場合につい
て準用する。

(適用除外)

第 45 条 第 4 条、第 10 条第 2 項、第 15 条第
4 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 18 条第 3 項、
第 19 条第 2 項、第 29 条、第 30 条、第 35
条第 2 項及び第 43 条の規定は、会計年度任
用職員には適用しない。

2 第 4 条及び第 43 条の規定は、臨時的任用
職員(法第 22 条の 3 第 1 項その他の法令の
規定により常時勤務に服することを要する
地方公務員の代替として臨時的に任用され
た職員をいう。)には適用しない。

(特例)

第 46 条 会計年度任用職員に対する次の表
の左欄に掲げるこの規則の規定の適用につ
いては、これらの規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

3 市費負担教職員は、松江市職員の修学部分
休業に関する規則_____

_____の規定を準用する。

(配偶者同行休業)

第 23 条の 2 略

2・3 略

4 市費負担教職員は、松江市職員の配偶者同
行休業に関する規則_____

_____の規定を準用する。

(大学院修学休業に伴う職務復帰)

第 28 条 略

第 8 条	給与等条例第 22 条の 10 に より県立高等 学校等の教育 職員の休日及 び休暇に關す る条例(昭和 3 1 年島根県条 例第 36 号。以 下「教職員の 休日休暇条 例」という。) 第 6 条	会計年度任用職員 の勤務時間、休暇に 關する規則(令和元 年島根県人事委員 会規則第 6 号。以下 「会計年度勤務時 間等規則」という。) 第 4 条
第 9 条	教職員の休日 休暇条例第 7 条	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 12 号
第 10 条	教職員の休日 休暇条例第 8 条の 2	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 13 号
第 11 条	教職員の休日 休暇条例第 8 条の 2	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 1 項 第 8 号
第 12 条	教職員の休日 休暇条例第 9 条	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 8 号
第 13 条	教職員の休日 休暇条例第 10 条	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 1 号及び第 2 号
第 14 条	教職員の休日 休暇条例第 11 条	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 1 項 第 6 号及び第 7 号

第 15 条 第 1 項	県立高等学校 等の教育職員 の休日及び休 暇に関する規 則(昭和 31 年 島根県人事委 員会規則第 11 号。以下「教職 員の休日休暇 規則」とい う。)第 4 条第 3 項	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 6 号の規定により その例によること とされる休日休暇 規則第 4 条第 3 項
	教職員の休日 休暇条例第 12 条第 1 項	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 6 号
第 15 条 第 2 項	教職員の休日 休暇規則第 4 条第 5 項	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 2 項 第 6 号の規定により その例によること とされる休日休暇 規則第 4 条第 5 項
第 15 条 の 2 第 1 項	教職員の休日 休暇条例第 12 条の 2 第 1 項	会計年度勤務時間 等規則第 2 項第 7 号
第 16 条	教職員の休日 休暇規則第 3 条	会計年度勤務時間 等規則第 6 条第 1 項 第 1 号から第 5 号ま で、第 8 号及び第 9 号まで、第 2 項第 9 号から第 11 号まで

		<u>並びに第 14 号</u>
	<u>同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書(様式第 10 号)を、同条の表第 16 号に該当する休暇を受けようとするときはボランティア活動計画書(様式第 10 号の 2)</u>	<u>同条の表第 14 号の 2 に該当する休暇を受けようとするときは要介護者の状態等申出書(様式第 10 号)</u>
<u>第 47 条 略</u> 様式第 11 号(第 18 条関係) <u>別紙のとおり</u> 様式第 30 号(第 30 条関係) <u>別紙のとおり</u>	<u>第 45 条 略</u> 様式第 11 号(第 18 条関係) <u>別紙のとおり</u> 様式第 30 号(第 30 条関係) <u>別紙のとおり</u>	

改正前

様式第 11 号(第 18 条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属		
職 名		
氏 名		㊞
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求にかかる子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児休業	☐ 再度の育児休業
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児休業が必要な事情		
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備 考		

注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。(再度の育児休業の請求の場合は不要)。

2 子の出生前に請求する場合は、「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、教職員(当該期間内に産後休暇(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)第10条第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった教職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

4 該当する口にはレ印を記入すること。

改正後

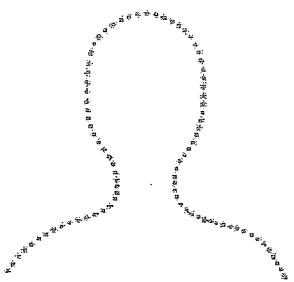
様式第 11 号(第 18 条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書		
		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属		
職 名		
氏 名		㊞
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求に係る子		
氏 名		
続 柄		
生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求内容		
区 分	☐ 育児休業	☐ 再度の育児休業
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児休業が必要な事情		
既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること。(再度の育児休業の請求の場合は不要)。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「2 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「3 備考」欄には、①請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から 57 日間に、教職員(当該期間内に産後休暇(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和 31 年島根県条例第 36 号)第 10 条第 2 号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年島根県人事委員会規則第 6 号)第 6 条第 2 項第 2 号に掲げる場合における休暇をいう。))により勤務しなかった教職員を除く。))が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。))においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

1		勤 務 記 録							
生 年 月 日		性 別 男 ・ 女		ふりがな 氏 名		印			
本 籍		都・道 府・県		都・道・府・県 (年 月 日変更)		新氏名 (年 月 日改姓)			
学 歴	学 校 名			学 部 ・ 学 科		修 学 期 間 年 月 日入学 年 月 日		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 第 学 年 卒業 修了 中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学 年 卒業 修了 中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学 年 卒業 修了 中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学 年 卒業 修了 中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学 年 卒業 修了 中退	
						年 月 日入学 年 月 日		第 学 年 卒業 修了 中退	
教 員 資 格 (旧・新免許)	種	類	教 科	記 号 番 号	授 与 年 月 日	授与権者			
					・	・			
					・	・			
					・	・			
					・	・			
					・	・			
					・	・			
その 他の 資 格 試 験 取 得	種	類	記 号 番 号		授 与 年 月 日	授与権者			
					・	・			
					・	・			
					・	・			
研 修	研 修 の 名 称		期 間		日 数	機 関 名			
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
賞 罰	年 月 日		賞 罰 事 項			賞 罰 機 関			

(表面)



写 真 貼 付
3.5cm×5cmで上半身

年 月 日撮影

備 考

職員番号					
------	--	--	--	--	--

1	勤務記録									
生 年 月 日	年 月 日		性 別		ふりがな 氏 名					印
			男 ・ 女							
本 籍	都・道 府・県		都・道・府・県 (年 月 日変更)		新氏名	(年 月 日改姓)				
学 歴	学 校 名		学部・学科		修 学 期 間			卒業・修了・中退		
					年 月 日入学			第 学年	卒業 修了 中退	
					年 月 日入学			第 学年	卒業 修了 中退	
					年 月 日入学			第 学年	卒業 修了 中退	
					年 月 日入学			第 学年	卒業 修了 中退	
					年 月 日入学			第 学年	卒業 修了 中退	
教 員 資 格 (旧・新免許)	種	類	教 科	記号番号	授 与 年 月 日			授与権者		
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
その 他の 資格 試験 取得	種	類	記 号 番 号		授 与 年 月 日			授与権者		
					・ ・					
					・ ・					
研 修	研 修 の 名 称		期 間		日 数		機 関 名			
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
賞 罰	年 月 日		賞 罰 事 項					賞 罰 機 関		

(表面)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。